

卒業の認定に関する方針について

柔道整復師、はり師、きゅう師として必要な専門的知識及び技術を身につけ、社会に貢献しうる豊かな人間性を備えた者で、卒業に必要な全科目の単位を修得し、定められた学納金を完納している者に対し卒業を認定する。

ただし、柔道整復学科においては公益財団法人 柔道整復研修試験財団が実施する「認定実技審査」の合格を必要とする。

これらの基準により認定会議を経て、校長が決定する。